

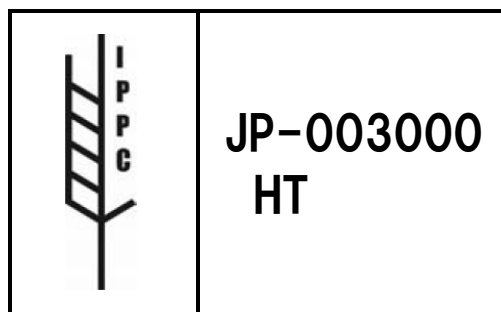
登録こん包材生産者各位

一般社団法人全国木材検査・研究協会

完成した輸出用木材こん包材への 「消毒済みの表示」の正しい表示手順について

この度、登録こん包材生産者が消毒処理を施していないパレットに「消毒済みの表示」の表示をし、認定消毒実施者に消毒処理を依頼するという農林水産省消費・安全局の輸出用木材こん包材消毒実施要領に適合しない事案が生じました。

完成した木材こん包材並びに修理及び再製造した木材こん包材への「消毒済みの表示」の表示の手順を、次により説明しますので、貴社の完成した木材こん包材の製造工程における「消毒済みの表示」の表示の手順を確認し、適正な表示を維持するようご注意ください。



輸出用木材こん包材の「消毒済みの表示」

★大原則

認定消毒実施者による消毒処理をしていない木材こん包材に、「消毒済みの表示」は表示できません。

※この大原則は、製造工程においても適用されます。

1. 完成した木材こん包材への「消毒済みの表示」の表示手順

- 認定消毒実施者による消毒処理をしてから、輸出用木材こん包材に「消毒済みの表示」を表示してください。
- 輸出用木材こん包材を出荷するまでの製造工程に消毒処理が含まれていても、認定消毒実施者による消毒処理がなされる前の製造工程で木材こん包材に「消毒済みの表示」は表示できません。

2. 修理及び再製造した木材こん包材への「消毒済みの表示」の表示手順

- ① 木材こん包材に表示されている以前に適用されていた「消毒済みの表示」は、塗料による「塗りつぶし」または「削り取り」により恒久的に抹消してください。
- ② 破損部分を除去し、新たな材料を組み込んで木材こん包材を製造してください。
- ③ 認定消毒実施者による消毒処理を木材こん包材に施してください。
- ④ 認定消毒実施者による消毒処理を消毒実施記録により確認し、消毒が確認できた木材こん包材に「消毒済みの表示」を表示してください。

※「修理した木材こん包材」とは、木材こん包材の構成要素の約三分の一以下を取り外して交換したものをさします。

※「再製造した木材こん包材」とは、木材こん包材の構成要素の約三分の一よりも多くの部分を交換したものをさします。

3. その他の注意事項

「消毒済みの表示」は、次の要件を満たすように表示してください。

- ① 表示内容が明瞭に判読できること。
- ② 目に見える位置に、恒久的に取り外せない手順で表示されていること。
- ③ 可能な限り一面とその反対側の面に表示されていること。
- ④ 赤色及びオレンジ色での表示をしないこと。

【消毒した木材により製造した木材こん包材への「消毒済みの表示」の表示手順】

- ① 認定消毒実施者から消毒した木材が入荷したときに、認定消毒実施者が木材につけた消毒済みの目印及び消毒実施記録を確認し、輸出用こん包材の材料として適切な木材であるか確認してください。
- ② 製造した木材こん包材に「消毒済みの表示」を表示してください。